



2021年10月

# オーストラリアへの 旅行あるいは帰国 旅行者のためのバイオ セキュリティ情報

DON'T BE  
**'SORRY'**  
JUST DECLARE IT

オーストラリアのバイオセキュリティ法は厳格です。これは、オーストラリアの農業と独自の環境、および野生動物を有害生物や疾病から守るためのものです。

## オーストラリア到着前

入国旅客の申告書に記入します。法律により、特定の食品、植物性材料、動物性製品を含むリスク物品を申告する必要があります。これには、市販用に作られ包装された商品、生鮮、乾燥済み、調理済み、冷凍または少量の食品、スナック、調理用の材料が含まれます。

飛行機や船舶から食品を持ち出さないでください。

## オーストラリアに到着した時

- 入国審査を進めます。
- 荷物を受け取ります。
- バイオセキュリティ検査に進み、入国旅客の申告書と、あなたが申告しようとしている商品をバイオセキュリティ担当官に提示してください。
- リスク物品を申告しない場合でも、あなたのかばんはバイオセキュリティ担当官、探知犬、X線検査を受ける場合があります。

## リスク物品を申告しなかった場合何が起 るか

バイオセキュリティ担当官または入国客の申告書に虚偽または誤解を招く情報を提供する場合、または物品に関する質問に答えられなかった場合、あるいはバイオセキュリティ担当官が与えた指示に従わない場合は、次の可能性があります。

- 最大A\$2,664の罰金について明記している侵害通知を受け取る。
- 民事罰手続きの対象、および/または
- 刑事犯罪で起訴される。有罪判決を受けた場合は、最高110万ドルの罰金が課せられる、および/または、最長10年間投獄される可能性があります。

ビザも取り消される場合があります、その場合はオーストラリアへの入国が拒否されます。

オーストラリアに持ち込みが許可されていない場合でも、すべての物品を申告して提示した場合には、バイオセキュリティ法2015に基づいて罰せられることはありません。

## オーストラリアに物品を持ち 込み可能かどうかを確認 する方法

[awe.gov.au/bringing-goods](http://awe.gov.au/bringing-goods)をご覧ください。

具体的な輸入条件または文書要件については、[awe.gov.au/bicon](http://awe.gov.au/bicon)のバイオセキュリティ輸入条件システム(BICON)を参照してください。輸入許可証が必要な場合は、オーストラリアに物品を持ち込む前に、輸入許可証を申請して受け取る必要があります。

わからない場合は、食品、植物性物質、動物性製品を持ちこまないでください。

詳細については、1800 900 090に電話するか [imports@awe.gov.au](mailto:imports@awe.gov.au) にEメールを送信してください。

## 到着後にバイオセキュリティ リスクが見つかった場合に すべきこと

あなたが開梱するときに、動物の生体、昆虫、土壌、植物性材料または他のリスク品目を見つけた場合は、1800 798 636までお電話ください。あなたは罰せられることはありません。

## 申告した物品に何が起ころか

バイオセキュリティ担当官は、提示された物品を検査し、詳細情報や文書記録を求め場合があります。

物品が許可され、検査に合格した場合は、あなたに返却されます。物品が検査に合格しない場合は、物品を処理してもらったり、オーストラリアから輸出したり、破壊したりするために金銭を支払う必要があります。バイオセキュリティ担当官が指示します。

**特定の食品、植物性材料、動物性製品を申告する必要があります。ここにいくつか例がありますが、確信が持てない場合は、申告してください。**

### 乳製品と卵製品

- ・ 粉ミルク
- ・ チーズ、牛乳、ヨーグルト
- ・ ホール、乾燥、パウダー状の卵
- ・ マヨネーズ
- ・ 麺とパスタ

### 植物性材料

- ・ 生きた植物
- ・ 種子、球根および挿し木
- ・ 生花およびドライフラワー
- ・ 工芸品や装飾品
- ・ 木製の物品

### 食品

- ・ 飛行機または船から持ち出した食べ物
- ・ 生食品および調理済み食品と材料
- ・ 米
- ・ パッケージ化された食料
- ・ 蜂蜜
- ・ ハーブティーや薬を含むハーブとスパイス

### 果物と野菜

- ・ 生鮮および冷凍
- ・ 保存済みおよび乾燥済み

### 肉、家禽、魚介製品

- ・ 生鮮、乾燥済み、冷凍、調理済み、燻製、塩漬けまたは保存

### 動物用の食品・器具

- ・ ペットフードとペット用おやつ
- ・ 薬
- ・ サドル
- ・ 獣医、グルーミング、せん毛および養蜂用設備

### 動物製品

- ・ 卵と巣
- ・ 羽、骨、角、皮、動物の毛皮と毛
- ・ 動物および鳥のはく製
- ・ 貝殻とサンゴ
- ・ 蜜蝋および他の養蜂製品

### ナッツ、種子、豆、穀物

### アウトドア、キャンプ、スポーツ用品、履物

- ・ ハイキングブーツ
- ・ 釣り道具
- ・ 土壌、種子、または水で汚染される可能性のあるもの

### その他の物品

以下の物品は、バイオセキュリティリスクではありません。

- ・ アルコール飲料と紙巻タバコ
- ・ 電子機器(ノートパソコン、タブレット、電話、カメラを含む)
- ・ 貴重品(ジュエリー、時計、貨幣を含む)。

これらの輸入は内務省によって規制されており、引き渡す前に同省がこれらの物品を検査して通過させる必要があるかもしれません。これらの物品の国境通過、輸入にかかる諸税に関する詳しい情報は[homeaffairs.gov.au](http://homeaffairs.gov.au)を参照してください。

市販薬や処方薬、その他の治療用品については[tga.gov.au](http://tga.gov.au)で保健省薬品・医薬品行政局に確認してください。

フカヒレ、ヘビ皮、象牙、カメの甲羅、稀少蘭を含むワシントン条約(CITES)に記載されている植物および動物種の移動に関する情報については、[awe.gov.au/biosecurity-trade/wildlife-trade/non-commercial](http://awe.gov.au/biosecurity-trade/wildlife-trade/non-commercial)を確認してください。



電話 1800 900 090 または  
+61 3 8318 6700 (オーストラリア国外からおかけの場合)

© Commonwealth of Australia 2021.  
このファクトシートの情報は、公開時点で正しいものです。  
バイオセキュリティ輸入条件は予告なく変更される場合があります。



[awe.gov.au/travelling](http://awe.gov.au/travelling)

フェイスブック: Australian Biosecurity  
ツイッター: @DeptAgNews